

平成27年11月4日

消費者庁 長官 板東久美子 様
消費者委員会委員長 河上正二 様

一般社団法人 日本美容外科学会
理事長 梅澤文彦

意見書

今般、貴庁内で美容医療を特定商取引法の特定継続的役務に加える動きがあることについて、当学会に所属する美容医療に携わる785名の会員、573名の医師を代表して反対の意見を申し上げます。

はじめに、我が国の美容医療は戦後、アメリカやフランス等の技術をもとに「美容整形」として、ごく一部の医療機関で行われてきましたが、昭和53年、当時の厚生省と日本医師会との協議の結果、独立した診療領域として、医療法上の診療科目としての「美容外科」が認められ、現在およそ500の医療機関で美容外科診療を行っております。

また近年は、外科的治療に加え、いわゆる「切らない美容整形」と呼ばれるレーザー機器などの機器や医薬品等を使用した美容医療が普及し、それにより患者さんの層が一段と広まり、年々需要が増してきております。

併せて診療科目としての「美容皮膚科」も確立し、従来の皮膚科、形成外科を標榜して美容皮膚科領域の診療をしている医師を加えると、広義の「美容医療」に携わっている医師は、約3000人を超えているとみております。

一方で、貴庁へ寄せられた美容医療サービスに関する苦情・相談件数が5年間で約1.5倍の2377件に増え、そのうち販売方法、契約・解約に関する件数が1973件に上るといふご指摘を受け、当学会いわゆる当事者業界団体としましては、きわめて重く受け止めております。

もとより美容医療は「医師と患者さんとの信頼関係」が極めて重要な要件であり、かつ医師のみが行える業務であるだけに、当学会は自らの問題として直視し、問題解決のために組織をあげて行動しているところです。

具体的には、会員誌や学会の場などを使い、会員である医師に向け、関係省庁から提起された問題およびその解決のための方策を通知し、また、苦情の事例ごとの改善策を弁護士など専門家のアドバイスを得ながら策定し、全会員に通知し、ケースによっては、当学会として個別に警告、注意勧告など厳しく律する方針で臨んでおります。

さて、この度は、当事者である当学会には何の警告もなく突然に美容医療が特商法の対象とされようとしておりますことを残念かつ遺憾に思っております。

そもそも貴庁に寄せられた苦情をなくすためには、特商法をわざわざ改正せずとも、

既存の他の法律で対処することができるのに、美容医療をなぜ今、「商取引」に加えるのか、加えれば苦情がなくなるという根拠にも疑問がございます。

むしろ、これによって日本の美容外科の評判が悪くなりますと、韓国や中国等外国への美容ツアーが盛んになり、海外の医療行為での健康被害が増えることは安易に想像できます。被害に遭っても法律や医療体制の違いから、訴える先がなかったりして、結果として日本の国民患者が泣き寝入りするケースが増加することは目に見えています。

さらに、エステにおけるレーザー脱毛行為は医師法違反であるとの認識はようやく周知されてきつつあるところですが、美容医療に対する風評被害により、本来の医療行為が萎縮、衰退し、エステによる違反行為が隆盛する可能性も出てきます。

美容医療は不要不急な医療とはいえ、ここで万一、美容医療が特定商取引法の特定継続的役務に加えられると、該当する医療機関としては、その業務を確実なものとするために、不本意ながらも然るべき対応策を取らざるを得なくなります。

いち早く治療を開始して欲しい、安心して、継続して受療したいという患者さんの願いに逆行するばかりか、医師の医学的知見に基づく診断、治療計画に時間的制限を加えることになるなど、患者さんに多大な不利益をもたらすことは明白です。

ちなみに私どもが提供している複数回治療の実際は、毎回同じ施術内容ではなく、レーザー治療を一例に見ても、医療機器は人体への侵襲性が高いため、初回治療では出力を弱めに設定し、経過を見ながら徐々に高めて行き、最終回で完結するという「複数回トータル」の治療なのです。

それでも貴庁が法令改正を強行されるのであれば、美容医療界のみならず広く国民患者を巻き込んだ国益を損なう結果となると危惧しております。

そこで当学会といたしましては、貴庁の指導を厳守するように全会員に通知し、美容110番での指導の徹底、学術集会で貴庁の方をお迎えしての講演等々自己改善対策を取り、苦情をなくしていきますので、今しばらく（最短で1年程度）私どもの取り組み、改善状況を監視していただきたいと願っております。

併せて、不可逆性の強い役務である医療行為を特定商取引法の特定継続的役務に加えないでいただきたいと切望する次第です。

おわりに、私ども学会員一同は一層、医師としてのモラルをもって、患者さんに誤解や誤認を与えることのないようインフォームドコンセントの徹底をはじめ、診療契約内容について必要事項を脱漏なきよう「診療契約書」にきちんと反映させた上で、十分理解を得るよう説明し、結果として患者さんが満足できる美容医療の提供を目指してまいる所存です。